

志木市後見ネットワークセンター便り

第2号市民後見人が誕生しました

平成30年に志木市後見ネットワークセンターが発足し、令和元年に初めて家庭裁判所から直接受任で市民後見人が誕生しました。さらに今年度、社会福祉協議会が後見人として担っていたケースを市民後見人へ移行する事例があり、10月に通算8例目の市民後見人が誕生しました。現在志木市で活動している市民後見人は5人となりました。

市民後見人とは

市民後見人とは、社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のことです。市民後見人以外にも親族による後見人（親族後見人）や、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職による後見人（専門職後見人）というものもあります。

今回のケースは志木市社会福祉協議会が法人後見活動していた被後見人の不動産売却等の手続きを終えたため、市民後見人への移行が可能となりました。

選任までの流れ

☆後見人移行の手続きについて、
社会福祉協議会さんと一緒に行いました

- 1、社会福祉協議会（後見人）から後見ネットワークセンターへ市民後見人候補者推薦依頼がある
- 2、後見ネットワークセンターが市民後見人推薦名簿の中から、市民後見人候補者を数名決定する
- 3、候補者の中から志木市が運営する成年後見制度利用促進調整会議でさいたま家庭裁判所に推薦する市民後見人候補者を選任する
- 4、後見ネットワークセンターと市民後見人候補者の面談を行う
- 5、社会福祉協議会（後見人）より辞任・選任の申立を行う
- 6、さいたま家庭裁判所にて後見人候補者面談を行う
- 7、裁判所より市民後見人選任決定の審判書が届く



10月より

基幹福祉相談センターが立ち上がりました！

志木市基幹福祉相談センターとは！

9月までは、後見ネットワークセンターと生活相談センターが別々に設置して機能していましたが、10月よりこれまであった後見ネットワークセンター・生活相談センターに加えて障がい者基幹相談支援センターの3つの相談機能を統合し、新たに「志木市基幹福祉相談センター」と名前も変わり開設されました。

第1号の後見ネットワークセンター便りで後見ネットワークセンターが対応できる相談内容についてご案内しました。今回は「障がい者基幹相談支援センター」「生活相談センター」の2つの機能についてご紹介します。

また、相談員が増員いたしましたので、今後ともよろしくお願い致します。

障がい者 基幹相談支援センター



障がいのことを誰に相談してよいか分からない…
市民の方々の下記のような相談に応じます

相談例

- ・福祉全般のことがよく分からない
- ・障害のことを誰に相談して良いかわからない
- ・障害のサービスのことで誰に相談して良いかわからない

生活相談センター



お問い合わせ先：(株)志木市文化スポーツ振興公社 <http://www.shi.or.jp>



経済的な問題に加え、日常生活や社会生活を送るうえで問題を抱えた方を対象としています。就労にかかわる課題や、心身の不調、家計や家族の問題などについて等、課題を幅広く受け止め、下記のような相談に応じます。

相談例

- ・失業してしまった
- ・収入が減少して生活が苦しい
- ・債務があり、生活が苦しい
- ・病気になって働けなくなった
- ・家計のやりくり困っている

発行：後見ネットワークセンター（志木市基幹福祉相談センター）
連絡先：048-456-6021（直通）
E-mail：kikan-soudan@susumerukai.net



か/て ©(財)志木の文化スポーツ振興公社 <http://www.shi-mo.or.jp>